

固定資産税の課税誤りについて

令和5年度固定資産税につきまして、1事業者に対し税額に誤りがあったことが判明しました。

市民の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 課税誤りの金額

金額:5,364,500円(過大徴収分)

2. 経緯と原因

令和5年度固定資産税につきまして、5月26日に内部での確認により、税額に誤りがあったことが判明しました。既に5月1日に全額が納付されていることから、先方に対して謝罪と説明を行い、還付金及び還付加算金(3,300円)の振込処理を行いました(振込予定日:5月30日)。

原因は、当初賦課業務において、償却資産申告書の内容をシステムに入力処理をする際に、特例資産に関する項目の入力方法を誤ったものであります。

3. 今後の対応について

今後の再発防止策としましては、システムへの入力方法やシステムの改善など、再度見直しを行い、適正な課税に努めてまいります。

この件に関するお問い合わせ
笠間市役所 税務課 担当:山崎

電話番号:0296-77-1101(内線109) ファックス番号:0296-77-9628 e-mail:shisan@city.kasama.lg.jp